

欧州議会決議 2009年4月1日 電磁界に関する健康への懸念について (2008/2211 (UNI))

1、現在の勧告値の再評価

欧州委員会 (EC) に対して、1999/519/EC の勧告で示された EMF の基準値の科学的根拠と妥当性について再評価し、議会へ報告することを勧告。特に再評価は、新規の及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会 (EC / SCENIHR) によって担当されるべきである。

2、電磁界放射の健康影響を評価する際には、特に生物学的影響を考慮すること。特にいくつかの研究では、最も低いレベルで最も強い影響が見つかっていることに注意。また、送信周波数の変調やパルス波などを軽減する技術に関する潜在的な健康問題にも積極的研究を要請する。

3、電磁界曝露の低減技術の開発の促進

現行の欧州 EMF 基準を改正することと並行して、またはその代わりに、委員会は、加盟国の専門家や関係する産業会 (電力会社、電話オペレーター、携帯を含む電気製品製造者) と協力して、EMF の曝露を低減する技術の開発を続けるべき。

4、電磁界曝露を低減するための行政措置の実施

産業界や施設管理者や監督官庁がすでにある程度実施していることだが、送信設備と特定施設の離間距離の設置、基地局の高さや、送信アンテナの方向の規定などについて、それらの施設の近くに住んでいる人々の保護を確保するために促進すべき。送信機、アンテナなどの設置場所の選定、通信会社同士の通信設備の共有化の促進による送信設備の乱立の防止、委員会や加盟国政府が適切な指導を行うこと。

5、加盟国や地方政府が、都市開発計画に地域のアンテナ計画を含めることや、アンテナ設置に関する権限を集約する部局を設置することを勧告

6、アンテナ設置の許認可を管轄する部局が、EMF の公衆曝露を減らすために、通信会社と、インフラの共有化などの協定を交わすことを勧告。

7、携帯電話やその他のワイアレス通信技術が、気候変動などの環境悪化を防ぐために努力していることを認める。

8、新規の携帯基地局設置に関して、学校などの施設との距離をあけるなどのクライテリアの決定

新規の EMF 送信設備の設置に関して、訴訟件数の増加や、監督官庁によるモラトリアムなどの影響を考慮して、産業界と関係官庁と軍や住民組織などが交渉によって、新規のアンテナ設備や高圧送電線の設置に関するクライテリアを決定することを勧告する。特に学校や老人ホームや病院施設などについては、ある一定の距離を開けることを明確にすること。

9、高圧送電線や無線設備などの電磁界曝露の分かる地図の公開

加盟国に対して、通信会社と協力して、高圧送電線や無線送信設備などからの電磁界曝露

レベルがわかる地図を公開すること求める。こうした情報がインターネットを通じて公開されることで、一般の人々の参加がたやすくなる、またメディアへもよい。

10、委員会は、欧州間エネルギーネットワーク (Trans-European Energy Networks) からの資金を使って超低周波の影響の調査を行うことの可能性を考慮すること

11、2009-2014年の会期中に、マイクロ波が人の健康に望ましくない影響を与えるかどうかの白黒をはっきりさせるために、人体など自然に発生している電磁界と人工的に作られる電磁界の両立性(compatibility)を評価する計画に着手すること。

12、委員会に対して、毎年、EU内での電磁界レベル、その発生源、人の健康と環境の保護ための対策について報告書を提出すべき。

13、EU指令 (Directive 2004/40/EC) の即時の実施を可能にして、労働者を EMF から保護する解決法を見つけること。すでに騒音や振動で実施されているような。また上記指令の第1項で、MRIを除外すること。

14、2006年からの度重なる延期の結果、インターフォン研究の結果はまだ公表されていないという事実を残念に思う

15、インターフォン研究のコーディネーターであるエリザベス・カルディス氏が、現在の知見において、特に子どもたちに関しては、携帯電話の使用を制限して、有線電話の使用が有線されるべきだと警告を発していることを注目すべき。

16、インターフォン研究結果の遅れを追求すべき

インターフォン研究に対して多大な資金供与をしている委員会は、このプロジェクトの責任者に対して、なぜいまだに結論が公表されないのか尋ね、解答をもらって、議会や加盟国に報告すべきである。

17、研究費の一部を、個人でできる低減策を知らせる注意喚起キャンペーンに振り向けるべき

委員会は、EMFに関する研究への提供資金の一部を、広範囲な注意喚起キャンペーンに振り分けることを提案する。とくに若い世代に向けて、携帯電話の賢い使い方、イヤホンマイクの使用や、通話時間を短くすること、教室内など使わないときにはスイッチを切っておくこと、通話条件の良いところで通話することなどを知らせる。

18、注意喚起のキャンペーンに際しては、携帯電話だけでなく家庭内の機器に関連する健康リスクを教えて、使わないときにはスイッチを切っておくことの重要性を知らせるべきである。

19、委員会と加盟国に、携帯電話の長期的な影響の可能性を評価する研究費を増やすことを求める。また特に子どもに関しては、さまざまな電磁界発生源からの複合暴露の健康影響について。

20、研究者の利益相反を調べるべき

研究者間の競争が厳しくなっている状況下で、EGE(科学と新規技術での倫理に関する欧州

グループ)に、利益相反や不正行為などを未然に防ぐために、科学的正当性の評価を託すべき

21、委員会に対して、多くの加盟国での世論の心配を認めて、専門家、NGO、産業界などが一堂に会して、ワイアレス技術と防護基準についてよりわかりやすい最新情報を提供する仕組みを改善するために協力すべき。

22、ICNIRP と WHO へ、基準設定に関してすべての利害関係者と開かれた対話を行いより透明性を高くすべき

23、通信会社による行き過ぎたマーケティングキャンペーンを非難する。クリスマスなどの季節に、子供向けに無料通話時間をつけた携帯電話を販売するなど。

24、室内空気の規制の中に、電磁波の規制を含める

EU の室内空気ポリシーの中に、WI-FI や DECT など近年広く採用されているワイアレス機器に関する研究も含めることを提案する。

25、表示の厳格化

欧州電気標準化委員 (CENELEC) の技術基準を改正して、携帯電話の出力が特定できるように、またその他のワイアレス機器に「マイクロ波が出ている」という表示をつける。

26、委員会と理事会に対して、加盟国や地域委員会と連携して、高圧送電線の拡張に関して、できるだけ低い暴露になるように統一した基準を決めること。

27、保険会社が、損害賠償保険の対象から、電磁波に関連するリスクを外す傾向が出ていることを懸念する。ヨーロッパの保険会社は、予防原則を実行しているといえる。

28、加盟国に対して、スウェーデンの例のように電磁波過敏症をわずらっている人を、障害者と認定し、適切な保護と機会の平等を与えること。

29、この決議を、理事会、委員会、加盟国の政府や議会、地域の委員会、WHO に対して伝えることを送ることを議長に指示する。